

滋賀県公文書管理・情報公開・個人情報保護審議会 公文書等管理部会の会議概要

県民活動生活課県民情報室

滋賀県公文書等の管理に関する条例に基づき、下記の事項を審議するため、滋賀県公文書管理・情報公開・個人情報保護審議会公文書等管理部会を開催しました。

● 名称：第17回滋賀県公文書管理・情報公開・個人情報保護審議会
公文書等管理部会

● 日時：令和6年12月24日（火）午前10時00分 ～ 午前11時10分

● 場所：大津市京町四丁目1-1
滋賀県庁本館4-A会議室

● 議題：

- ・ 廃棄予定文書の歴史公文書該当性について
- ・ 令和7年度の選別作業について

【審議の概要】

- ・ 公文書館の二次選別結果に対する委員意見等を踏まえ、選別の考え方を整理し、廃棄予定文書の追加移管および歴史公文書該当性に係る審議会意見について審議した。
- ・ 令和7年度の選別作業に係る方向性について審議した。

【廃棄予定文書の歴史公文書該当性に係る審議会からの意見】

- (1) 一次選別および二次選別結果で移管とされたものに加え、別紙のファイルを公文書館に移管すべきである。
- (2) 上記の選別結果については、滋賀県文書管理規程（平成17年滋賀県訓令第14号）別表第4「保存期間満了後の措置の基準」に基づいて適正に判断されたものと認められるが、同種のファイルについて所属ごとに判断が異なるものがみられたため、今後は可能な限り判断基準を統一することが望ましい。
- (3) 保存期間が満了した文書の歴史公文書該当性を適切に検討する前提として、実施機関においては、今後、より内容を把握しやすいファイル名を付与するとともに、滋賀県文書管理規程に基づいて適切な保存期間を設定し、また、使用の実態がないファイルについては文書管理システムから削除するよう努められたい。
- (4) 歴史公文書該当性の判断に当たっては、事業を知悉する実施機関の関与が欠かせないことから、歴史公文書の考え方等について実施機関の職員に研修を行うこと等により、レコードスケジュールおよび一次選別の精度の向上に努められたい。

● 会議の公開・非公開：会議は公開で行いました。